

6月時点で既に他要件で令和2年度学童クラブの育成料等の減額・免除の申請済の方  
について

下記1, 2の順序で育成料の減額・免除の決定をいたします。

- 既に申請済の他要件の減額・免除の申請を優先して決定いたします。

※ 正式に決定する時期（下記表参照）までは、仮の決定として、減額した金額の引落とし、又は免除となります。

他の減額・免除の正式な決定時期

減免要件略称	減額・免除が正式に決定する時期	減免
生活保護	令和2年4月中旬～下旬以降	免除
中国残留邦人等	令和2年4月下旬以降	
就学援助	令和2年6月下旬～7月上旬以降	
就学奨励	令和2年7月上旬～7月中旬以降	
非課税等	令和2年6月中旬～下旬以降	
第2子 (第2子以降のみ減額)	令和2年4月中旬以降	減額 (1/2)
ひとり親医療費	令和2年4月中旬以降	

- 上記1で他の減額・免除の承認となった方については、他の減額・免除を減額・免除を申請した日が属する月の育成料から適用させていただきます。上記1で不承認となった方については、コロナウイルスに関わる減免等の対応をさせていただきます。